

# 【資料 8】

## 消費税率の引上げに伴う料金改定等の取扱いについて

### 1 背景

平成 24 年 8 月：社会保障と税の一体改革関連法の成立

⇒ 平成 26 年 4 月～ 税率を 8 % に改定

### 2 消費税率の引上げに伴う料金改定内容

#### (1) 改定の考え方

料金等への新税率の適用については、国において適正な対応を求めており、本市上下水道料金等についても、法令にしたがい、新税率を適用する。

#### (2) 適用方法

現行料金は税込の総額表示方式によっていることから、以下の各項目の現行料金に一律 108/105 を乗じた額を新料金とする。

ア 水道料金

イ 下水道使用料

ウ その他（地域下水処理施設使用料，農業集落排水処理施設使用料等）

#### (3) 経過措置の取扱い

改正消費税法の経過措置の規定により、施行日以前からの利用者については、5 月検針分まで原則旧税率が適用される。

### 3 新料金の適用時期

6 月検針分から適用する。

### 4 新料金の広報・周知方法

局ホームページを活用した広報を行うなど、適切な周知を図る。